ちゅーピー法律相談室①

根岸治弁護士（広島メープル法律事務所）が答えます

Q 離婚したいが夫が認めない

結婚６年目、３歳の男の子がいます。２年前から夫やしゅうととの仲がうまくいっていません。夫は優柔不断で、最近は毎日帰りが遅く浮気しているに違いありません。離婚したいのですが、夫は証拠がないのをよいことに「浮気はしていない」「離婚しない」と言い張っています。このような状態で離婚できますか。

A

夫婦の一方が離婚したくても相手が応じない場合には、離婚を認める判決がないと別れられません。

裁判所が離婚を認めるのは「配偶者に不貞な行為（いわゆる浮気）があったとき」「配偶者の生死が３年以上明らかでないとき」「（これらと同じくらい）婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」など、夫婦を続ける上でなるほどそれは大問題だといえるような場合に限られます。それでも詳しい事情によっては認められないこともあります。

今回のように離婚したい理由が夫との性格の不一致やしゅうととの関係である場合、夫やしゅうとの性格に相当問題があり、そのせいで精神的に追い詰められているなどの事情があれば、「婚姻を継続し難い重大な事由」があるとして、離婚が認められることがないとはいえません。

しかし、こうしたトラブルは多かれ少なかれあります。一般的にこのような事情だけでは離婚は認められにくいです。

また、夫の浮気も疑っておられますが、裁判では証拠が重要です。疑わしいが証拠はないという今回のような場合に裁判で浮気が認められることは決して多くなく、現段階で離婚が認められる可能性は低いでしょう。

なお、離婚裁判を起こす前には原則として、家庭裁判所に離婚調停を申し立てる必要があります。判決を求める前に第三者を交え冷静に話し合うわけです。離婚にはお子さんの親権のほか慰謝料、養育費、財産分与などお金の問題も絡んできます。感情に流されず、専門家の意見も聞き慎重に判断されることをお勧めします。

☆個別の事情により結論は異なります。

ちゅーピー法律相談室は、身近な法律問題を広島弁護士会の弁護士が分かりやすくひもときます。毎週土曜日に掲載します。

平成２４年４月７日中国新聞朝刊掲載分